

## 地方分権推進連盟規約

### (名称)

第1条 この連盟は、地方分権推進連盟（以下「連盟」）という。

### (目的)

第2条 この連盟は、「三位一体の改革」を実現し、地方分権を推進することを目的とする。

### (組織)

第3条 この連盟は、全都道府県の、都道府県議会議長、市議会議長会会長、町村議会議長会会長、知事、市長会会長及び町村会会長をもって組織する。

### (事務所)

第4条 この連盟の事務所は、全国町村議会議長会（東京都千代田区一番町25番地）内に置く。

### (事業)

第5条 この連盟は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ( 1 ) 地方分権推進シンポジウムの開催
- ( 2 ) 地方分権推進総決起大会の開催
- ( 3 ) 地方分権推進のための資料・情報収集・調査研究
- ( 4 ) 政府・国会・政党等との連絡折衝
- ( 5 ) その他第 2 条の目的を達成するために必要な事業

2 第 1 項に規定する事業を実施するに当たっては、広く都道府県及び市区町村の議員（議長を含む。）及び長の参画を求めるものとする。

（役員）

第 6 条 この連盟の役員は、地方六団体の会長をもって構成し、会長は、議会 3 団体の会長が共同で務める。

（顧問）

第 7 条 この連盟に顧問を置くものとし、顧問は、地方分権を積極的に推進する超党派の国会議員とする。

（代議員）

第 8 条 この連盟に代議員を置くものとし、代議員は第 3 条に規定する各都道府県の 6 人の中の 1 人をもってあてる。

( 幹事 )

第 9 条 この連盟に幹事を置き、幹事は、地方六団体の事務総長を  
もってあてる。

( 事務局 )

第 10 条 この連盟の事務局は、議会 3 団体をもって構成する。主  
たる事務は全国町村議会議長会が行う。

( 会計 )

第 11 条 この連盟の経費は、地方自治確立対策協議会が負担する。

( 附則 )

この規約は、平成 16 年 11 月 17 日から施行する。